



第Ⅲ部 經濟連携協定・投資協定

総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

近年、FTA/EPA の数が急激に増加している。FTA/EPA の WTO への通報件数を見ると、1990 年には 27 件に過ぎなかった FTA は、2007 年 10 月現在で 194 にまで急速に増大している¹。また、WTO に通報されていない FTA/EPA も多いといわれる。これほどの FTA/EPA の増大は、FTA や関税同盟をあくまで例外として位置づけた GATT 起草者の意図を、おそらく超えるものであろう。

こうした FTA/EPA 急増の背景として、いくつかの要因が考えられる。EC という巨大な共同市場の成立とその後の拡大は、NAFTA や AFTA（アセアン自由貿易地域）の成立を促したと想像される。関税同盟や FTA/EPA の成立は、それによって差別を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・FTA/EPA と地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。シンガポールやメキシコ、チリのように、比較的多くの国と FTA/EPA を締結している国の場合は、非加盟国の競争上の不利益の程度も大きくなるため、非加盟国にとって地域貿易協定を締結するインセンティブもそのぶん大きなものとなりがちである。このように、FTA/EPA のネットワークは、雪だるま式に

拡大していく構造を有している。1992 年発効の AFTA のように、それ自体が大きな経済圏である FTA/EPA と地域貿易協定を結ぶ魅力は大きく、既に発効済みの中・ASEAN（2005 年に物品貿易協定が発効）、韓・ASEAN（2007 年に物品貿易協定が発効）に加え、日・ASEAN も交渉妥結に至った。更に、印 ASEAN、豪・NZ・ASEAN が交渉中であるなど、東アジアでの経済連携の動きも活発化している（FTA/EPA を巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向（2007 年 3 月現在）」を参照）。このように、世界的に見て、米国、EC、アジアを中心とする三大貿易地域で進展する地域貿易協定の動きや、アジア太平洋地域で APEC を軸に進められている地域協力の動きは、WTO の多角的貿易自由体制を支え、究極的には世界全体での貿易・投資の自由化へ貢献していくことが期待される。

このように、WTO におけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、EPA におけるバイラテラル（二国間）での取組とは、相互に補完し合うものである。しかし、国際経済ルール上は、最恵国待遇を第一の原則とする WTO 体制下に

1 http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regfac_e.htm

あって、特定の地域間で特別な取決めを定めるEPAは、あくまでWTO体制の例外として位置づけられる。GATT及びGATS協定が、物品・サービスの自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第Ⅱ部第15章（地域貿易協定）参照）のは、こうした自由貿易協定がWTOのマルチの貿易体制を浸食することを防ぐためである。

我が国は、2002年発効の日シンガポール新時代経済連携協定を皮切りに、経済連携協定（EPA）の締結を積極的に進めている。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、EPAは更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力等を含み得る概念である。更に、これらEPAの要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定する二国間投資協定（BIT）の締結数も世界的に増えており、近年、我が国も取組を加速させている。

投資協定についてみると、二国間投資協定（BIT）は、2006年末現在、世界に2,573あると言われ²、2007年6月現在、ドイツは134、中

国は115、スイスは114、イギリスは104、米国は46のBITに署名している³。FTA/EPAの中に投資関連条項を設けているものも多い。投資に係る措置に対しては、WTO協定上はTRIMs協定及びサービス協定によって限定的に規律されているに過ぎないが、FTA/EPAと同様、投資協定についても、その遵守や、WTO協定との整合性を確保することが重要である。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するFTA/EPAやBITで規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。こうした観点から、第Ⅲ部においては、日本が締結したFTA/EPA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたFTA/EPAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

2. 世界における経済連携の動向（2008年3月現在）

（1）世界全体の概観

1990年代以降、地域統合の動きは加速し、WTOに通報されている地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement（FTA））等）の数は、1990年の27件から、2006年9月には211件に達している。

冷戦構造が崩壊し、新たな国際経済システム

が模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改

² UNCTAD Recent developments in international investment agreements (2006 – June 2007)

³ <http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=2344&lang=1>

革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのFTA/EPA推進を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、FTA/EPAに関しても新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の貿易についてのFTAの要素を含みつつ、特定の二国間又は複数国間で域内のヒト、モノ、サービス、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い取り決めを内容とする協定を、我が国では、経済連携協定（Economic Partnership Agreement（EPA））と呼んでいる）。このように、WTOでの多角的交渉ではカバーできない様々な分野について、締約国間で、その経済実態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備することができるのが、FTA/EPAの1つの利点である。

また、近年のFTA/EPAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のFTA/EPAとともに、近接しない国・地域間でのFTA/EPAを締結する動きが活発化していることが挙げられる（EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定など）。このようなFTA/EPAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする

狙いや、FTA/EPAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

更に、「地域統合型」のFTA/EPAについても動きがある。

WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における「地域統合型」のFTA/EPAの進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34か国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した（現在、批准手続中）。また、米国と中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効している。

また、従来、取組が遅れていた東アジアにおいても、地域統合の動きが急速に進みつつある。中でも、ASEANをめぐる動きは活発である。まず、ASEAN域内では、1992年に「ASEAN自由貿易地域」の推進に合意し、翌年から関税引き下げを開始しており、2015年までに経済共同体を構築する予定となっている。更に2007年11月の東アジアサミットでは「ASEAN憲章」の署名に至った。同憲章では「全会一致」「相互不干渉」といった原則が維持される一方、ASEAN人権機構が設置されるなど、価値観を共有する新たな段階に入ったと言える。また、ASEANは他国・他地域との取組も積極的に進めており、中国とは、2004年11月、「物品貿易協定」「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始し、2007年1月に「サービス貿易協定」に署名した。また韓国とも、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年6月より関税引き下げを開始し、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名（タイを除く）している。更に、

ASEANはインドとも、交渉中である。

我が国も ASEAN との EPA 交渉を 2005 年 4 月開始し、2007 年 11 月に最終妥結に至っている。我が国と ASEAN は二国間での EPA にも力を入れており、シンガポール、マレーシア、タイとの EPA が発効、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとの EPA に署名に至っているほか、ベトナムと交渉を行っている（「3. 我が国における取組」参照）。

豪州・ニュージーランド（ANZ-CER）についても、2005 年 2 月に ASEAN との交渉を開始している。また、両国は二国間での FTA/EPA の取組も同時並行的に推進しており、豪州は、2003 年 7 月よりシンガポールとの間で、2005 年 1 月より、タイ及び米国との間で、協定が発効しているほか、2005 年 5 月より中国との間で、2007 年 4 月より日本との間で交渉を開始している。なお、マレーシアとは、2005 年 5 月に交渉を開始したが、現在では中断している。

ニュージーランドは、2001 年 1 月よりシンガポールとの間で、2005 年 7 月よりタイとの間で協定が発効している。なお、2004 年 12 月より行われている中国との交渉では、2008 年 4 月頃には交渉が合意に達する見込みである。また、2005 年 5 月よりマレーシアとの間で交渉を開始しているが、現在は中断している。なお、ニュージーランドは、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で 2006 年 11 月より包括的 4 か国協定（太平洋間戦略経済連携協定：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership）が発効している。

米州、東アジア、オセアニア地域等におけるこのような地域統合等に関する取組の進展を受け、2004 年 11 月の APEC 閣僚会議では FTA に関するベストプラクティスが採択された。このベストプラクティスでは、APEC 参加エコノミーが締結する FTA は、APEC の原則及び

WTO 協定との整合性、包括性、透明性、貿易円滑化等の特徴を備えることとされている。更に、2006 年 11 月には、米国が APEC ワイドの FTA（FTAAP）を提案し、APEC における地域経済統合の議論が活発化した。これを受け、2007 年の APEC 首脳会議では、地域経済統合を促進する方法と手段をまとめた報告書が提出され、アジア太平洋地域における既存の二国間及び多国間の FTA についての研究等を実施することが承認された。2008 年の APEC 首脳会議では、その進捗状況が報告されることになっている。

（2）主な地域統合の概観と各国等の動向

①米州

（a）北米自由貿易協定（NAFTA：North

American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの 3 か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992 年 12 月に調印され、1994 年 1 月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。

NAFTA 諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、すでにチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの 3 か国とも FTA を締結している。

（b）米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade

Area of the Americas）の概観

キューバを除く米州 34 か国による自由貿易地域を創設する構想である。2005 年 12 月までの協定発効を目指して交渉してきたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メル

コスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。そのため、2003年11月のマイアミ閣僚会議において、FTAAでは、全締約国共通に適用される最低限の義務だけを定め、それ以上の自由化約束は締約国間で個別に交渉するというFTAAライト（Light）の成立を目指すことで合意した。しかしながら、2004年2月の第17回貿易交渉委員会において交渉方法に関する議論が膠着状態に陥り、交渉は中断した。

その後、具体的な交渉が行われないまま、2005年11月、マル・デル・プラタで開催された米州サミット（キューバを除く米州34か国の首脳会議）では、メルコスールが、米州域内に経済力の差が存在しており公平なFTAAを実現するための条件が整っていないとしてFTAA推進に反対し、ベネズエラはFTAAそのものを否定し全く異なった統合体を追求すべきとしたため、FTAAの交渉は完全にストップした。その後、交渉再開の目処は立っていない。

（c）南米南部共同市場（MERCOSUR：

Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ及び2006年7月に正式加盟したベネズエラを加えた5か国で構成される関税同盟である。なお、ベネズエラは、今後、加盟国として、対外共通関税への統合と域内関税の廃止が必要となっている。また、1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドルと経済補完協定を締結し、これら5か国を準加盟国としている（メキシコを準加盟国とする動きもある）。メルコスールの統合については、現在、ウルグアイ及びパラグアイがメルコスールによ

る恩恵を受けられていないと域内不均衡に不満を示しており、ウルグアイは独自に米国、中国、インド等とのFTAを模索する動きを示している。また、政治的思惑が先行された形で、ベネズエラがメルコスールに加盟したこともあり、メルコスールはその維持・拡大・深化の在り方が問われている。

また、EUとのFTA交渉については、農産品等の扱いで交渉は一時頓挫した。2005年9月のEUメルコスール閣僚会合では交渉の継続を確認しているが、その後、実質的な交渉は行われていない。交渉が進展していない背景には、まずは、WTOにおける農業交渉の進展を見守るとの両サイドの判断がある。アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、イスラエルと2007年12月にFTAを締結したほか、中国、韓国、インド、パキスタン、GCC（湾岸協力会議）、エジプト、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ）、カリブ共同体（CARICOM：カリブ諸国14か国と1地域）、南アフリカとの間で特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。

我が国との関係では、2005年5月、第11回日本ブラジル経済合同委員会において、日本ブラジルEPAに係る共同研究会設置についての共同コミュニケが発出された。両国の経済団体（日本経団連及びブラジル全国工業連盟）は、日本ブラジルEPAの締結に向けた働きかけに取り組むこととしている。また、在アルゼンチン日本商工会議所及び日亜経済委員会日本側委

員会の日本アルゼンチンFTA研究会は、2004年3月、日本メルコスールFTAの早期締結に係る要望書を日本政府に提出している。

(d) アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina) の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4か国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明、ただし、通商関係制度は脱退後も5年間は有効。チリは2006年9月準加盟）。

域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。

対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及びコロンビア、ペルー、エクアドルの対米FTA交渉により一時議論が停滞し、このうちコロンビア、エクアドルに関しては新対外共通関税を開始した。ペルーに関しては2008年1月31日まで発効を停止することが合意されていたが、その後、進捗が見られていない。

主要動向としては、EUと2006年6月経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4か国首脳が署名し、2007年9月にリマにて第1回交渉が行われた。米国とは、2006年4月及び同年11月、ペルー及びコロンビアがFTAに署名、エクアドルは、2006年5月の米国石油企業との参入契約破棄問題を巡り交渉が中断している。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は従来、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法（貿易促進権限 (TPA) を含む）の成立を契機に、チリ、シンガポールを始めとしてFTA交渉を積極的に展開しており、2003年9月のWTOカンクン会合が合意に至らなかったことにより、この動きを更に加速させている。米国はFTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。2008年3月時点では、上記NAFTA、ヨルダン及びイスラエルとのFTAに加え、シンガポール、チリ（いずれも2004年1月～）、豪州（2005年1月～）、モロッコ（2006年1月～）、バーレーン（2006年1月～）との間でFTAが発効している。

これら以外にも、中米5か国（エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ）及びドミニカ共和国とのFTA (DR-CAFTA) について、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、現在までにコスタリカを除く各国との間で発効している。

更に、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名。アンデス諸国（コロンビア、ペルー、エクアドル）とのFTAは、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認。コロンビアとの間では2006年11月に署名。エクアドルとの間では2006年5月以降交渉が中断している。また、パナマとのFTAについても2007年6月に署名している。更に米国は2007年6月、

韓国とのFTAにも署名している。

その他、交渉継続中のものとして、米州自由貿易地域（FTAA：キューバを除く北中南米34か国）、南部アフリカ関税同盟（ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド）、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦とのFTAがある。

また2006年11月には、APECワイドFTA（FTAAP）を提案した。

(ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月から発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU（EUの項参照）、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々などとFTAを締結している。また、2005年9月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意し、2006年2月から交渉を開始したが、韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられなかった。しかし、2006年12月のカルデロン新政権発足以降、メキシコの通商交渉政策がより経済開放的な方向に転換し、2007年8月、韓国とメキシコの両国政府は、「経済補完戦略協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表した。

(iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、EU、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア等とはFTAを、EU、P4（シンガポール、NZ、ブルネイ）とは経済枠組み協定を、その他の中南米諸国及びインドとは経済補完協定又は部分関税協定を署名又は発効させている。更に、豪州、マレーシアとはFTA締結に向けて交渉を開始しており、ベトナムとは交渉開始に合意、トルコとも共同研究会を終了している。

なお、我が国とは、2006年2月よりEPA交

渉を開始し、2007年3月に署名、同年9月に発効した。

②欧州

(a) 欧州連合（EU：European Union）の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体（EEC）は、共同市場の創設を目指すもので、1968年までに関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、域内障壁の撤廃、「モノ・ヒト・サービス及び資本」の4つの移動の自由化を経て、経済・通貨統合に加え、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が1993年11月に発効し、12か国で構成される「欧州連合（EU）」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15か国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25か国体制となった。2005年10月にはクロアチア及びトルコとの加盟交渉が開始されている。また、ルーマニア及びブルガリアは2007年1月に加盟し、EUは27か国体制に移行した。

趨勢的に拡大を続けるEUでは、求心力の維持、統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が国内法に基づき批准を行うこととなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年

10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、現在、条約発効のために必要な全加盟国による批准のプロセスが進行中である。

(b) EUのFTA締結に向けた動き

EUは、1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び1994年当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・豪州の計6か国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域（EEA：European Economic Area）」を発足させている。

EUは、地中海諸国との間においても経済関係の強化を進めている。1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、2010年までに地中海諸国との間に自由貿易地域の創設を目指している。

こうした周辺諸国以外にも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。

アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77か国とは、2000年6月にコトヌ協定を締結している。これは、EUからACP諸国に対する特惠待遇による開発援助の性格が強かったロメ協定を後継するもので、自由貿易協定と一般特惠制度（GSP）との2本立てからなるEU-ACP諸国間の新たな協力関係を形成することを目的としている。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始された。

2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向け交渉を行っている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定について1999年11月に合意、翌年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスの分野では、鉱工業品が100%の自由化、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化しているが、品目の国内産業のセンシティブ性やEUとメキシコの経済発展の度合いに応じて自由化のスケジュールに差をつけている。メキシコがNAFTA加盟国であることから、本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和させるとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、チリとの間ではFTAを含む経済枠組協力協定が2002年11月に発効している。

更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、包括的な政治経済連合を目指し、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含むEU—メルコスール連合協定交渉の準備を目的とする、地域間協力枠組協定に署名した。農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりは大きく、交渉は一時頓挫したものの、2005年9月のEU・メルコスール閣僚会合において、引き続き交渉を継続することを確認し、2006年11月、交渉実務者レベル間で合意した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。

湾岸協力会議（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始した。当初大きな進展は見られなかったものの、2005年EU・GCC閣僚会議において、サービス貿易、工業品の輸入関税及び公共調達分野を中心に交渉を加速させ、交渉はすべての分野で合意が成立してはじめて妥結する「一括受諾方式」とすることで合意した。2008年3月に最終会合が開催される見込みである。

アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global EUROPE competing in the world」において、韓国、アセアン、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始した。2008年1月には第6回交渉を実施し、2008年中早期の妥結を目指している。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2007年12月には第3回の交渉を実施、インド側は2008年中の交渉妥結を希望している。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、2008年1月に第3回交渉を実施した。

③アジア

(a) ASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10か国による自由貿易地域である。

1993年1月より関税引き下げを開始し、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、段階的に域内関税を引き下げ、最終的には2003年までに0～5%に引き下げ、CEPT対象品目（付加価値の40%以上がASEAN域内で生産されたす

べての工業製品と農産品）に関する数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及びASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）の域内関税の引き下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなった。2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。なお、ベトナムは2003年、ラオス・ミャンマーは2005年、カンボジアは2007年を、可能な限り多くの品目の関税を5%以下に引き下げる目標年としている。

これに加え、CEPTに先立つ形で1996年11月に発効したASEAN産業協力スキーム（AICO：ASEAN Industrial Cooperation scheme）は、ASEAN諸国内で現地資本比率30%以上や現地調達比率40%以上などの条件の下、AICO適用製品として認定された製品について、域内の二国以上の認定国間で相互に0～5%の特惠関税が適用される制度である。AICOについては、2002年のASEAN経済閣僚会議において、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、シンガポールは2003年1月までに、AICO税率を0%にすることに合意した。その後、2004年4月のASEAN経済大臣会合において議定書に署名し、現在、各国が新AICO税率導入の通達作成等の国内手続を実施中である。

また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。2004

年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体（AEC）実現に向け、優先11業種（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光）のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。更に、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、すべてのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。

なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意し、また、2007年1月の首脳会議では、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒しで創設することと、法的拘束力のある「ASEAN憲章」を11月までに起草することを決定している。同憲章はシンガポールで行われた2007年11月のASEAN首脳会議で署名が行われ、従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。

(b) ASEANを巡る動き（「ASEAN＋1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZ-CER）等が、ASEANとのFTA/EPA締結への動きを活発化させている。

(i) 中国ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱首相が中国ASEAN FTAを提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国ASEAN自由貿

易地域（FTA）を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、2003年7月1日に発効。2004年11月、「物品貿易協定」「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始している。また、2007年1月に「サービス貿易協定」に署名した。

(ii) 韓国ASEAN FTA

2004年3～8月の韓国ASEAN FTA専門家共同研究会後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した（CLMVは別途設定）。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名。また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年6月より関税引き下げを開始している。また、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名（タイを除く）した。

(iii) インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。インド側の一部の関税削減対象品目等について交渉が難航し、現在も交渉中である。

また、インドはタイとの間で二国間FTA交渉も行っており、2003年10月に枠組み協定に署名した。2004年9月からアーリーハーベスト82品目の関税削減を開始（2006年までに撤廃）し、FTAは交渉継続中である。またシンガポールとの間では2005年8月に包括的経済連携協定（CECA）が発効しており、同協定は2007年12月に改訂され、関税撤廃・削減対象品目が追加された。

(iv) 豪州・ニュージーランド（ANZ-CER）

ASEAN FTA

2002年9月のアセアン・CER経済大臣会合において、豪・NZ（CER）とアセアンは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言（FTAは含まれない）に署名した。これによりアセアンとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにアセアンとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN—豪・NZ記念首脳会議において、ASEAN—豪・NZとのFTA交渉は、ASEAN—豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、2005年2月に交渉を開始。08年中の合意を目指し交渉継続中。なお、二国間FTAについては、豪シンガポールFTAは2003年7月、豪タイFTAは2005年1月、豪米FTAは2005年1月、NZシンガポールFTAは2001年1月、NZタイFTAは2005年7月にそれぞれ発効している。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA/EPA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド（2001年1月）、日本（2002年11月）、EFTA（2003年1月）、豪州（2003年7月）、

米国（2004年1月）、インド（2005年8月）、ヨルダン（2005年8月）、韓国（2006年3月）、パナマ（2006年7月）との間でFTA/EPAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランドとともにチリとの間で4か国によるEPAを締結した（2006年5月：ニュージーランド、同年7月：ブルネイ、同年11月：チリ）。ペルー、GCCとの交渉は合意に達しており、パキスタン、カナダ、中国、ウクライナとは交渉中である。一方、メキシコとの交渉は中断したままとなっており、エジプトとは交渉開始に合意したものの開始に至っていない。なお、カタール、クウェートとの交渉は、GCC全体との交渉に一本化された。

(ii) インド

2003年10月、ASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。更にシンガポールとは包括的経済協力協定（CECA）が2005年8月に発効している。マレーシアとの間でも2004年12月からCECA交渉中である。

2004年1月には南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟7か国が対象となるSAFTA枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている（後述）。インドはこの他にも、スリランカとの間でFTA、メルコスール、チリ、南アフリカ、GCC、SACU（南アフリカ関税同盟）、BIMSTEC（後述）との間ではFTA枠組み協定、メルコスール（2005年3月）やアフガニスタン（2003年3月）との間ではPTA（特惠貿易協定）を既に締結しており、エジプトとは同PTAを交渉中である。また、インドは、中国、韓国、モリシャ

ス等との間で、FTA/EPAの研究会を開催しており、中国とは2005年に再度研究会を開催する報告書を提出し、韓国とは2006年1月に包括的経済連携協定（CEPA）を提言する報告書を提出し、同年2月からCEPAの交渉を行っている。

なお我が国とは、2007年1月にEPA交渉を開始している（我が国の取組の項参照）。

（iii）タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州（2005年1月）、ニュージーランド（2005年7月）、日本（2007年11月）との間ではFTAが発効している。バーレーン、ペルー、インドとの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し、ペルーとは未実施のアーリーハーベスト（EH）の扱いも含めて交渉を継続中、インドとは全体交渉を継続中（EHは実施済み）となっている。また、米国（2004年6月開始）、EFTA（2005年10月開始）とも交渉を開始している（ただし、2006年のタイ暫定政権化により、すべての交渉を一時中断）。なお、中国とは中国ASEAN FTA（2002年11月）の下でEHを実施済みとなっている。

（iv）マレーシア

マレーシアは他のASEAN諸国と比して、FTAに関する取組は遅れていたが、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。日本（2006年7月）とパキスタン（2008年1月）の間ではFTA/EPAが発効している。その他各国との取組については、米国との間で2004年5月に貿易・投資枠組み協定（TIFA）を締結し、本協定に基づいて合同協議会を設置、2006年6月よりFTA交渉を開始した。豪州とニュージーランドとは、それぞれ2005年5月からFTA

交渉を開始したが、交渉は中断している。インドとは、2004年12月に包括的経済連携協力協定（CECA）交渉を開始している（前掲）。また、チリとは共同研究を経て、2007年末に交渉を開始した。

（v）韓国

韓国は、世界的にFTA/EPAが拡散する趨勢に効率的に対応するため、2003年に「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針が確認された。また、2004年12月に外交通商部にFTA局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA/EPA締結を加速させている。

現在韓国は、3か国・2地域との間でFTA/EPAを署名している。チリとは2004年4月、シンガポールとは2006年3月、EFTAとは2006年9月に協定を発効している。

米国とは2006年6月から交渉を開始し、2007年4月に交渉妥結、同年6月に署名に至った。

ASEANとの取組では、商品貿易協定が、2007年6月にタイを除き発効し、同年12月にはタイとの間で妥結している。サービス貿易協定は、07年11月にタイを除き署名に至り、今後、投資協定の分野での協定発効を目指している。

我が国とのEPA交渉は、関税譲許に関する双方の立場の違いにより2004年11月以降、事実上中断している。現在、カナダ、インド、ASEAN（投資）、メキシコ、EUとの間で交渉を行っている。

新たなFTA締結の可能性についての研究として、中国、メルコスール、GCCとの間で政府間共同研究や産官学共同研究が行われている。また、日中韓においても、各国の研究機関

が民間共同研究を実施し、政府もオブザーバー参加している。

(vi) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、ASEAN（2004年11月）、チリ（2005年11月）、パキスタン（2006年11月）とFTAを締結している。また、ニュージーランド（2004年12月～）、豪州（2005年5月～）、GCC（湾岸協力会議）（2005年4月～）、シンガポール（2006年8月～）、アイスランド（2006年12月～）と政府間交渉を行ってきており、新たに2007年9月、ペルーとの政府間交渉開始に合意した。このうちニュージーランドとのFTAは、15回の交渉を経て、2008年4月に締結される予定との発表が中国政府からなされている。これが実現すれば、中国にとって初めての先進国とのFTAとなる。このほか、韓国、インド、日本中国韓国3国間で共同研究が行われている。香港との間では、2006年6月にCEPA（香港と中国本土間の経済・貿易緊密化取り決め）第4ラウンドに合意、従来の1,370品目に加え新たに37品目の香港製品の関税が免除、サービス分野においても更に市場開放が進むこととなった。

(vii) 南アジア自由貿易圏（SAFTA）

2004年1月南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟7か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、2016年までに同最高税率を0～5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

(viii) BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ）

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7か国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。2006年7月より関税の削減を開始し、2012年6月まで（最貧国（バングラデシュ、ネパール、ブータン）は2015年6月まで）に関税を撤廃する予定である。

2004年2月、BIMSTEC加盟国でFTA枠組み協定を締結し、2006年7月から関税引き下げ開始予定（ファーストトラック対象）であったがタイやバングラデシュなどとの間で交渉が難航し、現在も交渉継続中である。

(d) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

東アジアを中心とするアジア太平洋地域においては、前述の「ASEAN+1」の取組のほか、ASEAN+3（日中韓ASEAN）、ASEAN+6（ASEAN+3各国、インド、豪州及びニュージーランド）及びAPEC（アジア太平洋経済協力）の枠組みで、広域経済連携を目指す取組が重層的に進められている。

(i) 東アジア共同体(ASEAN+3とASEAN+6)

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議を開催（以後常設化）、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度

化の方向性について ASEAN + 3 首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。なお、2003年の日ASEAN特別首脳会議で東京宣言が採択され、東アジア共同体の構築に向けた協力深化が日ASEANの共通戦略の1つとして確認されている。

2005年12月には、前年のASEAN + 3 首脳会議の合意に基づき、ASEAN + 6 を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成の「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言を発出した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。また、第3回EASは2007年11月にシンガポールで開催され、「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の中間報告、「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）」の正式設立の合意がなされた。

(ii) 東アジア経済統合（EAFTA、CEPEA、ERIA）

EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を挙げている。2005年4月、中国提案に基づき、ASEAN + 3の専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究が開始され、2006年7月、ASEAN + 3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書がまとめられた。8月のASEAN + 3 経済大臣会合では、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、翌年1月のASEAN + 3 首脳会議で専門家による研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2007年11月のASEAN + 3 首脳会

合で進捗が報告された。

他方、ASEAN + 6 についても、域内貿易の急増、国境を超えた生産ネットワークの拡大など、経済実態としての結びつきが強まっており、制度化を図ることが必要である。ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのFTA/EPAの取組が進展しており、これを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006年8月、日本はASEAN + 6 による「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案。各国の経済大臣から概ね賛同を得た後、2007年1月の第2回EASにおいて、専門家による研究の開始に首脳間で合意した。同研究会はこれまで（2008年3月現在）に4回の会合を開催しており、2007年11月の第3回EASで中間報告を行っている。2008年夏のEAS経済大臣会合及び第4回EASで研究成果の最終報告を行う予定である。

また、日本は、2006年8月に東アジアの経済統合・持続的成長のために政策提言等の知的支援を行う「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）」の設立を提案し、第2回EASにおいて首脳間で歓迎を得た。その後、専門家会合を開きERIAの基本コンセプトや組織構造、研究テーマ等について議論を行うとともに、2007年5月より「東アジア経済統合へのロードマップ」と「東アジア地域のエネルギー安全保障」をテーマとしたパイロット・プロジェクトを開始するなど、設立に向けた準備を進め、2007年11月の第3回EASにおいて、各国首脳から正式設立の合意を得るに至った。2008年前半にも設立総会が開催され、事業が本格稼働する予定である。『経済統合の深化』『経済発展格差の是正』『持続的な発展』を3つの柱に、各国研究機関と協力し、また首脳・閣僚・政策担当者や産業界等幅広い関係者との意見交換を

実施し、EAS等の場で実践的な政策提言を実現していく。

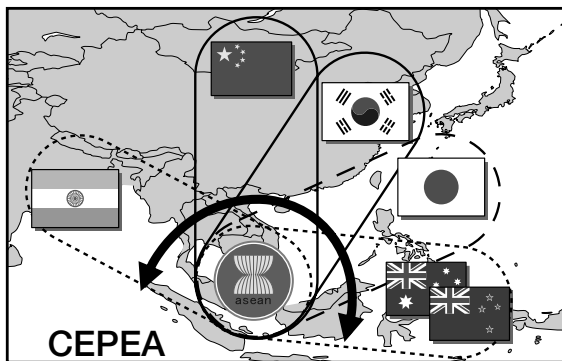
(ii) APEC（アジア太平洋経済協力）

1989年に発足したAPECは、1994年にインドネシア・ボゴールで行われた首脳会議において、先進エコノミーは2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標に掲げた（ボゴール目標）。FTAは本目標達成のための有力な手段である。現在、当地域におけるFTAの質を高めるための具体的な取組として、FTAの主要な分野についてFTA交渉の参考となるような「FTAモデル措置」を策定中である。更に、2006年11月のAPEC首脳会議において、米国がAPECワイドのFTA（FTAAP）を提案し、APECにおける地域経済統合の議論が活発化した。これを受け、2007年のAPEC首脳会議に

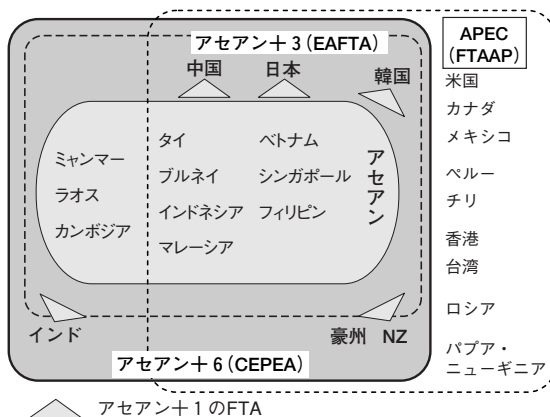
は、地域経済統合を促進する方法と手段をまとめた報告書が提出され、アジア太平洋地域における既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施することが承認された。2008年のAPEC首脳会議には、その進捗状況が報告されることになっている。我が国は、1989年の設立以来、APECを通じたアジア太平洋地域の経済協力の推進に主体的に貢献してきており、2010年には首脳会議を主催する予定である。我が国は、将来へ向けて、東アジアにおける取組をビルディング・ブロックとして、いかにアジア太平洋地域の貿易・投資の自由化へ広げていくのか、更には、いかにWTO体制を通じた世界全体の貿易・投資の自由化へ広げていくのかについて、積極的に議論をリードしていく必要がある。

ASEANとCEPEA

ASEANは日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドとFTA/EPAに取り組んでいる。



アジア太平洋における重層的枠組み



3. 我が国における取組

我が国の通商政策の基本は、WTOドーハ・ラウンドへの主体的参画等による国際的な共通ルールの整備・強化、及び自由かつ透明な国際的経済活動の環境整備を目指すことである。しかしながら、WTOでは加盟国数の増加、交渉項目の多様化等の結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。他方、諸外国が経済連携強化の取組を加速させるなど、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は近年著しい変化を遂げている。このような中で、我が国の対外経済政策は、WTOによる基盤的な国際通商ルールの整備・強化とルールに基づく紛争解決を基本としつつも、WTOにおける取組を補完するものとして、地域間あるいは二国間におけるFTA/EPAを戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済施策を展開していく必要がある。

EPAでは、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することを目指している。経済連携における交渉相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点、相手国・地域の状況等を総合的に勘案し、我が国の国益に資するものとすることが重要である。また、二国間の枠組みだけでは解決できないような問題に対処するため、地域的な枠組みでの取組も併せて推進し、質の高い協定の締結を通じ、将来的により自由で開かれたビジネス環境の構築を目指している。

FTA/EPAの締結によって我が国が得られるメリットとしては、以下の点が考えられる。

- i) 域内企業間の競争と、エリアワイドでの経営資源の最適配置が可能になることによ

り、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。

- ii) 関税の撤廃、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待される。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなFTA/EPAのメリットは、他国に先んじてFTA/EPAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTA/EPAが締結されることになれば、FTA/EPAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

冷戦構造崩壊後、1990年代を通じて欧米がFTAを積極的に推進してきた一方、我が国は大きく出遅れた。FTA/EPAを締結するには、農業分野など我が国のセンシティブセクターの自由化が大きな課題となるが、我が国経済との相互依存関係の深い東アジアにおいてもFTA/EPA締結が加速するなか、国益を見据えて、FTA/EPA推進に向けた一層の努力が必要であると考えられる。

上述のとおりFTA/EPAはWTOでの多数国間の取組を補完するものであり、決してそれを代替するものではない。例えば、WTOに

おける合意は多数国間の経済厚生を増加させ、また、FTA/EPAによって生じる各種制度の錯綜状態（いわゆる「スパゲティボウル現象」）を平準化する効果を有する。また、FTA/EPAと異なり、ある国・地域が多数国間での合意事項を遵守せず他国の経済厚生を低下させている場合には、複数国・地域でもって連携・対処するという協力関係を構築しやすい。更に、WTOの紛争解決制度は幅広い分野において透明かつ実効的な形で多数国間における規律の遵守及び明確化に貢献しており、これらはFTA/EPAにはない側面である。このように、WTOにおける合意形成は決して容易ではないものの、達成された場合の効果は計り知れない。

我が国としては、WTOによる基盤的国際通商ルールの深化・拡充に積極的に貢献することを基本としつつ、FTA/EPA交渉を通じた地域秩序構築へ、主体的に関与していくとの姿勢が必要である。

【取組の状況】

現在、経済的に相互依存関係の深い東アジアや資源国との取組を進めている。また、米国やEUを含めた大市場国・投資先国とも将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUとともに、準備を進めていく。

（a）東アジアとのEPA

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態としてすでに深い経済的な相互依存関係が構築されている。更に、日本の全輸入に占めるシェア、全輸出に占めるシェアが、1999年にはそれぞれ44%、39%だったのが、2004年にはそれぞれ

50%、51%に増加し、また日本から東アジアへの直接投資割合も1999年の7%から2004年には40%に増えるなど、日本と東アジアとの相互依存関係は急速に深化している。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力、内需両面において成長が緩やかに留まるであろう我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれる東アジアとの更なる経済関係強化は、物品貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等、多面的なチャンネルを通じて東アジアと我が国がともに成長するために不可欠なものである。そして、経済関係の強化のためには、前述のような効果を持つEPAは、極めて有効な手段となり得る。

東アジアとのEPAによる効果としては、次のような点が挙げられる。

- ① 上述のように、貿易・投資面等において東アジアの重要性が高まっているにもかかわらず、東アジア諸国の関税率は先進諸国と比較して概して高水準であり、投資についても、外資規制、事業関連規制、不透明な制度運用等の障壁が残っている国々もある。EPAを締結することで、貿易・投資障壁が撤廃・削減されることにより大きな貿易・投資拡大効果が期待でき、我が国にとっては市場の確保が、東アジア諸国にとっては投資増大による一層の経済成長が期待される。
- ② 現在、東アジア域内では、工程間分業や産業内貿易が拡大してきている。EPAを通じた貿易・投資障壁の撤廃、域内制度の整備、経済協力政策等により、域内の取引コストの削減が図られ、こうした生産・流通ネットワークの担い手である産業の競争力強化に資する。また、域内分業、域内取引の増大は域内諸国の経済成長にも資する。
- ③ また、近年東アジアにおいて、我が国の他にもEPA締結の動きが活発化しつつある中で、

EPAが存在しないことによって我が国企業の競争力が損なわれることとならないためにも東アジアとのEPAは重要である。

このように、東アジアとのEPAは、我が国にとって重要な意義を持つだけでなく、東アジアの他の国々にとっても、エリアワイドで障壁をなくすことによる域内分業・域内取引の増大、投資の促進等を通じた一層の経済成長や、これに基づく政治・経済の安定等のメリットを生じさせ、それが更なる投資を呼び込んで経済的發展を生むという好循環が見込まれる。このことを通じて、最終的に東アジア全体の安定と繁栄をもたらすものである。

我が国は、モノ、サービス、人、資本などがより自由に移動できる、自由で成熟した経済圏を東アジア全体に構築することを将来の目標として、まずASEAN各国、韓国等との二国間EPA及びASEAN全体との地域EPAの取組を進めるとともに、将来の東アジア全体での広域の経済連携についても研究を行っている。

特に、近年の東アジアでの生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺各国との経済連携の進展に対応し、ASEANに日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN＋6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」についての専門家研究実施を行うことを我が国から提案しており、首脳レベルでの合意がに基づき、研究会合が開催されている（前述）。

(b) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、ASEAN各国との二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN全体とのEPA

ASEAN全体とのEPAである日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を

開始し、2007年11月の東アジアサミットにおいて最終妥結に至った。

AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口6億8千万人、経済規模5兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。

更に、AJCEPは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を進めることを可能とし、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、AJCEPにおいて、「日ASEAN原産」の概念を定めることで、この問題を解決している。AJCEPの実現により、我が国のGDPは約1.3円増加する効果が生じると試算されている。

なお、ASEANをめぐるのは、中国・韓国が既に物品貿易に係る協定を発効させているほか、インド、豪州・ニュージーランド等も取組を急いでいる。

(ii) シンガポールとのEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。

本協定は、我が国最初の地域貿易協定（RTA）として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力

を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。

本協定発効後、我が国のシンガポールとの貿易は、我が国経済の停滞、SARS、テロ問題等のマイナス要因にもかかわらず、シンガポールへの輸出額が14.6%増、シンガポールからの輸入額は17.9%増と堅調に推移している。中でも、関税が撤廃されたビールの輸出及びプラスチック製品の輸入は、それぞれ26.1%と125.7%の増加を見せた（いずれも2002年と05年の比較）。

なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が07年3月に議定書署名、9月に発効に至り、更なる自由化が図られることとなった。

(iii) フィリピンとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月の日比首脳会談において署名に至った。

フィリピンにとっては初のEPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定により、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることが期待される。

(iv) マレーシアとのEPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。従って、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易

投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目として、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。マレーシアでは、自動車・自動車部品をはじめ、輸入品に対して高関税が課せられる品目があるため、EPAによる関税撤廃の効果が期待される。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化、更にビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境整備小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月に第1回、10月に第2回が開催されており、同地でビジネスを行う上で様々な問題を議論することが可能ということから、産業界からも高い評価を得ている。

(v) タイとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行う。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、日本側は調理人、指導員等の入国・就労条件を緩和し、また、今後、スパ・セラピスト、介護福祉士の受入を検討・協議することになる。一方のタイ側は、日本人の滞在及び労働許可の取得に係る条件を緩和する。また我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を行う。

タイは、ASEAN内では第1位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税であり、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、ASEANにおける日本企業

の中核的な生産拠点（ASEAN中最多の進出企業数）として、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常に重要であり、更に、アセアンの中核国タイとの経済連携の実現は、日アセアンや東アジア全体の経済連携を実現するための鍵ともなる。

(vi) インドネシアとのEPA

2003年6月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後2回の予備協議を実施したが、一時中断していた。その後、2004年11月に開催された日インドネシア首脳会談において、インドネシア側から二国間EPAの関心が示されたこと等を踏まえ、二国間EPAを念頭にした準備作業を再開した。2004年12月、中川経済産業大臣とマリ商業大臣間で二国間EPAを念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意し、2005年4月までに3回実施した。同年6月に首脳間で二国間EPA交渉開始に合意し、2005年7月から2006年10月までの間の6回の交渉を経て、2006年

11月の首脳会談で大筋合意を確認し、2007年8月の首脳会談で署名に至った。

インドネシアにとって、我が国は最大の投資国（投資実績：394.7億米ドル（累積直接投資額：1967年～2006年））であり、また主要貿易相手国である等、両国の経済的な結びつきは深い。このため、経済連携の実現は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保を通じ、我が国企業の投資環境の安定性や予見可能性の向上等事業環境の改善がされる。更に、インドネシアはASEAN域内で最大の人口（2.2億人）を擁しており、我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保が可能となるなど、更なる貿易投資関係の深化が期待される。

また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有するインドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の1つとなっている。係る観点から、日インドネシアEPAではエネルギー分野の規律を導入している。

【参考】日インドネシアEPAの概要

物品市場アクセスの改善

- 往復貿易額の約92%で関税撤廃（インドネシアからの輸入額の約93%、インドネシア側への輸出額の約90%※が無税に）
※鉄鋼の特定用途免税分を加えれば、実質96%前後が無税に。

サービスの市場アクセス改善

- 金融、建設、観光、製造業関連サービス等については、更なる自由化を含むレベルの高い約束
- コンピューター関連サービス、金融について進出済みの日本企業に対して与えられた進出条件の保護

投資環境の整備

- 投資、税関手続、知的財産、競争、政府調達のルール整備・透明性向上

エネルギー・鉱物資源分野での二国間協力関係の強化

- 投資環境整備、安定供給、政策対話、協力

人の移動の促進

- 企業内転勤者、投資家、契約に基づく専門業務に従事する者などの相手国への入国・一時的滞在の円滑化
- 看護師・介護福祉士候補者の受入れ 等

人材育成、技術移転などに関する協力

- 製造業
- 農林水産業
- 貿易及び投資の促進
- 観光
- 環境
- 金融サービス 等

(vii) ブルネイとのEPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の麻生・モハメッド外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月に署名に至った。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国の1つである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

(viii) ベトナムとのEPA

ベトナムとは、2006年2月及び4月の検討会合を経た後、2006年10月の日越首脳会談において、2007年1月からの交渉入りに合意し、これまでに5回の交渉会合が開催されている。

近年、ベトナムは日本企業にとっての魅力を増しつつある。本協定による投資環境改善等により、両国間の政治・経済関係が更に強化されることが期待される。

(c) 韓国とのEPA

2003年12月にEPA交渉を開始しており、2004年11月以降交渉が事実上中断しているが、引き続き実現に向け努力していく。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、更には経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓

両国のみである。

なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車（8%）、部品（8%））、電機製品（8%）、偏光材料のシート板（8%）など（2004年）。

また、日中韓3か国による投資に関する法的枠組みを模索するための政府間協議が、2005年5月から6回行われ、2007年1月に投資協定の正式交渉入りに合意、同年3月に第1回交渉を行い、これまで3回の交渉が行われている。

(d) メキシコとのEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。

本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおける欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出量（2006年）は発効前の2004年から約1.9倍、日本のメキシコからの輸入量は約1.4倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（現在までに3回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。

(e) チリとのEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共

同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始し、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名し、同年9月に発効した。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約40か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要であった。

(f) GCC との FTA

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉総理（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。

この地域は、我が国の原油輸入全体の75%以上（2005年）を占め、また我が国からの総輸出額も1.8兆円近い（2006年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。

更に、日・GCC間のFTAには含まれていな

い分野について、サウジアラビア、カタール、UAEと、それぞれ二国間の取組を設置・強化している。サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を2006年10月から再開し、2007年12月に第5回交渉を実施した。カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議するカタール合同経済委員会を2006年11月に第1回、2007年11月に第2回を開催し、ビジネス環境分野において投資協定の早期締結を目指すことを決定した。また、アラブ首長国連邦との間にも合同経済委員会を設置し、2007年12月に第1回を開催している。

(g) インド との EPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。これまでに5回の交渉を行っており、2008年1月に開催された第5回交渉では物品市場アクセスのモダリティに合意した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（10%）、精密機器（7.5%、10%）、工

作機械（7.5％）など（2007年）。

(h) 豪州とのEPA

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化のあり方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。2007年4月に第1回、2007年8月に第2回、2007年11月に第3回、2008年2月に第4回交渉を行った。

日豪EPAのメリットとしては、①鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、資源・エネルギーの安定供給を図る、②関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州が既にEPAを締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上する）、③先進資本主義国同士のEPAとして知的財産権・投資等に関するハイレベルなルール策定をすることで、東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される、といった要素が挙げられる。

なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（完成車（10％）、商用車（完成車（5％）、自動車部品（乗用車（10％）、ショベルローダー（5％）、ビデオカメラ（5％）、カラーテレビ（5％）、油送管（5％）など（2007年）。

(i) スイスとのEPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化のあり方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、これまで（2008年3月）に5回の交渉を行っている。

欧州との初の経済連携の取組であり、且つ先進国同士であるスイスとのEPAでは以下のようなメリットが期待される

- ①両国のセンシティブ品目を考慮しつつ、高いレベルの自由化を通じた物品貿易の促進
- ②投資・サービス貿易における高いレベルの自由化確保と投資環境の保護
- ③高水準な知財立国として高いレベルの知的財産権の保護及び模倣品・海賊版対策での協働
- ④スイスにおける企業の取締役に対する国籍要件の不適用や居住要件の緩和、及び滞在許可証発給における人数制限の不適用等を通じたビジネス環境整備

なお、スイスへの輸出における主要な有税品目及びその関税は、乗用車（12-15フラン/100KG）、モーターサイクル（37フラン/100KG）、白金（80-1599フラン/100KG）、テレビ、ビデオ（58フラン/100KG）など（2005年）。

(j) 大市場国・投資先国との取組

米国・EUを含めた大市場国・投資先国との取組について、2008年3月18日の経済財政諮問会議に高村外務大臣より提出された「EPA交渉に関する工程表（改訂版）」においては、「米国及びEUを含めた大市場国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進め

ていく。また、日米、日EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUと共に、準備を進めていく」とされている。韓国は米国とのFTAを2007年6月に署名し、EUとのFTAも早期の合意を目指して交渉を行っており、日本の産業界は韓国が米国やEUといった大市場国・地域とのFTAで先行していることに対して危機感を抱いている。

そのような流れを受け、日EU間では、2007年6月の日EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）提言に基づき、日EUの経済界がイニシアティブを取り、日本とEUそれぞれに日EU経済統合協定（EIA）について民間レベルの検討を行うためのタスクフォースが設置された。日本側タスクフォースは2007年10月に活動を開始し、2008年2月に中間報告を取りまとめた。本報告で日本側タスクフォースは、日EUという先進国同士の経済統合に相応しい柱として「世界最高のイノベーション社会の共同構築」「新次元の環境親和社会の共同構築」「安全な社会インフラの共同整備」「相互の貿易投資環境の改善」の4つを提示し、これらに関する事項を包含する形での日・EU間の経済統合協定（EIA）の検討を、日・EU両政府当局に求めた。その後、日本側タスクフォースはEU側タスクフォースと共同で議論を実施し、その結果が同年夏にBDRT提言として両首脳に報告される予定である。